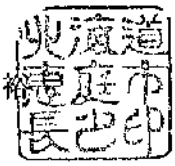
恵庭市子ども・子育て支援法及び児童福祉法並びに恵庭市保育に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

恵庭市長　原　田



恵庭市規則第２７号

恵庭市子ども・子育て支援法及び児童福祉法並びに恵庭市保育に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

恵庭市子ども・子育て支援法及び児童福祉法並びに恵庭市保育に関する条例の施行に関する規則（平成２６年規則第２４号）の一部を次のように改正する。

様式第５４号を次のように改める。

様式第５４号（第３２条関係）

請求日　　年　月　日

（宛先）恵庭市長　様

施設等利用費請求書（償還払い用）

（認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業）

【　　年　月～　　年　月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第３０条の１１第１項の規定により、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先の口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

１．申請者と認定子どもが、恵庭市内に居住していることを恵庭市が住民基本台帳で確認すること。

２．実際に利用していることを恵庭市が対象となる施設に確認すること。

３．利用料の支払状況を恵庭市が対象となる施設に確認すること。

４．課税状況を恵庭市が確認すること。

１．施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定子どもとの続柄		生年月日	年　月　日
氏　名	※償還払いの振込先は申請者名義の口座です。			現住所	電話：

２．認定子ども(認定子どもごとに申請してください。)

法第30条の4の認定種別	□ 新2号 □ 新3号	認定番号	
生年月日	年　月　日	フリガナ	
年　月　日～　年　月　日の間の住所		氏　名	
□ 現住所のとおり　□ 転入した　□ 転出した			
上記で転入又は転出に該当する場合は転入・転出日を記入		年　月　日	

３．償還払いの振込先を記入してください。(※1)

金融機関名		預金種目	□ 普通　□ 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※1　申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、恵庭市指定の委任状を提出してください。

４．利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を記入してください。（複数記入可）

①	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額　円	□ 日額　円	□ 時間額　円
②	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額　円	□ 日額　円	□ 時間額　円
③	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額　円	□ 日額　円	□ 時間額　円

<裏面も記入してください。>

④	フリガナ 施設・事業名		所在地	〒 電話：
	契約している利用料※2	□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額 円
⑤	フリガナ 施設・事業名		所在地	〒 電話：
	契約している利用料※2	□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額 円
⑥	フリガナ 施設・事業名		所在地	〒 電話：
	契約している利用料※2	□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額 円

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

※2 該当箇所に✔（チェック）し、金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□に✔（チェック）し、算定した月額相当分を記入してください。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入してください。

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料（保育料）(a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）及び特定子ども・子育て支援提供証明書を全て添付してください。また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※4 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください（小数点以下切り捨て）。

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額4万300円、第3号認定の場合は4万5,700円です。月の途中で認定期間が終了し、若しくは開始される場合又は前町村間の転出入の場合は、月額限度額は次のとおりとなります。
・月の途中で認定期間が終了する場合又は別の市町村へ転出する場合の限度額：
40,300（45,700）円× 転出日までの日数÷その月の日数
・月の途中で認定期間が開始される場合又は別の市町村から転入した場合の限度額：
40,300（45,700）円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数

様式第５５号を次のように改める。

様式第５５号（第３２条関係）

請求日　　年　月　日

（宛先）恵庭市長　様

施設等利用費請求書（償還払い用）

（幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業）

【　　年　月～　　年　月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第３０条の１１第１項の規定により、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

1．申請者と認定子どもが、恵庭市に居住していることを恵庭市が住民基本台帳で確認すること。

2．実際に利用していることを恵庭市が対象となる施設に確認すること。

3．利用料の支払状況を恵庭市が対象となる施設に確認すること。

4．課税状況を恵庭市が確認すること。

1．施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定子どもとの続柄		生年月日	年　月　日
氏　名	※償還払いの振込先は申請者名義の口座です。			現住所	電話：

2．認定子ども(認定子どもごとに申請してください。)

法第30条の4の認定種別	□ 新2号 □ 新3号	認定番号	
生年月日	年　月　日	フリガナ	
年　月　日～　年　月　日の間の住所		氏　名	
□ 現住所のとおり □ 転入した □ 転出した			
上記で転入又は転出に該当する場合は転入・転出日を記入		年　月　日	

3．在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校

フリガナ		所在地（市外の場合のみ記入）	〒 電話：
施設名称			
年　月　日～　年　月　日の間の在籍状況		□ 期間中在籍 □ 途中入園した □ 途中退園した	
上記で、途中入園又は途中退園に該当した場合はその年月日を記入		年　月　日	

4．償還払いの振込先を記入してください。(※1)

金融機関名		預金種目	□ 普通　□ 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

※1　申請者とは口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

<裏面も記入してください。>

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入してください。(※2)

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

①	フリガナ 施設・事業名	所在地 〒 電話：
②	フリガナ 施設・事業名	所在地 〒 電話：
③	フリガナ 施設・事業名	所在地 〒 電話：
④	フリガナ 施設・事業名	所在地 〒 電話：
⑤	フリガナ 施設・事業名	所在地 〒 電話：
⑥	フリガナ 施設・事業名	所在地 〒 電話：

※2 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数が200日未満の場合のみです。

6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※3)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入してください。

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※5 ※4	請求額 ※6（「c+d」又は月額上限額の低い方を記入）
	施設に支払った金額(a) ※4	利用日数	対象額(b) (490×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入 (c)		
年　月	円	日	円	円	円	円
年　月	円	日	円	円	円	円
年　月	円	日	円	円	円	円

※3 「認可外保育施設等に支払った金額」の欄には、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数が200日未満の場合のみ記入が可能となるため、留意してください。

※4 上記の「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証（口座振替の場合は通帳の写し等、支払ったことが確認できる書類）及び特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。

※5 月額上限額は、法第30条の4の認定区別が新2号の場合は1万2,300円、新3号の場合は1万7,700円となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入してください。

様式第６１号を次のように改める。

様式第61号（第34条関係）

□枚目/□枚

施設等利用費請求金額内訳書
【　　年　　月分】

※施設等利用費請求金額の内訳となる認定子ども全員について記入してください。

No.	生年月日	フリガナ 認定子どもの氏名	幼稚園の契約状況 契約形態・ 契約している利用料 ※1	幼稚園の契約状況 今年度分の入園料が発生している場合に記入 ※2	月途中の入退園 し及び入園（退園）日を記入	入園料月額換算額 (b-a)/12）表3 ※4 利用料合計 (d+e+c) 請求額(d,e)を比較して小さい方	月額利用料（保育料）（c）表3表5 月額上限額（e） 表5
	年　月　日		□ 月額契約 □ 日額契約　円 □ 時間契約	・入園日　年　月　日 ・入園料 □ 有 □ 無 (a) （納入金額　円）	□ なし □ 入園（　日） □ 退園（　日）	円	円
	年　月　日		□ 月額契約 □ 日額契約　円 □ 時間契約	・入園日　年　月　日 ・入園料 □ 有 □ 無 (a) （納入金額　円）	□ なし □ 入園（　日） □ 退園（　日）	円	円
	年　月　日		□ 月額契約 □ 日額契約　円 □ 時間契約	・入園日　年　月　日 ・入園料 □ 有 □ 無 (a) （納入金額　円）	□ なし □ 入園（　日） □ 退園（　日）	円	円
	年　月　日		□ 月額契約 □ 日額契約　円 □ 時間契約	・入園日　年　月　日 ・入園料 □ 有 □ 無 (a) （納入金額　円）	□ なし □ 入園（　日） □ 退園（　日）	円	円
	年　月　日		□ 月額契約 □ 日額契約　円 □ 時間契約	・入園日　年　月　日 ・入園料 □ 有 □ 無 (a) （納入金額　円）	□ なし □ 入園（　日） □ 退園（　日）	円	円
	年　月　日		□ 月額契約 □ 日額契約　円 □ 時間契約	・入園日　年　月　日 ・入園料 □ 有 □ 無 (a) （納入金額　円）	□ なし □ 入園（　日） □ 退園（　日）	円	円

備1　利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で割って、当該利用料の月額相当分を設定してください。月額表の□に✓（チェック）し、設定した月額相当分を記入してください。

備2　入園日が今年度でない場合であっても、今年度分の入園料が発生している場合は、入園料「有」でその金額を記入してください。

備3　途中入退園の場合は、2ではなく当該年度の在籍月数で除してください（小数点以下は切り捨て）。

備4　利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で割って、利用料の月額相当分を設定してください（10円未満の端数がある場合は切り捨て）。

備5　上の途中で利用を終了する場合は、月額上限額×退所日までの幼稚園開所日数÷その月の幼稚園開所日数。月途中で利用開始する場合は、月額上限額×入所日以降の幼稚園開所日数÷その月の幼稚園開所日数としてください。

（月額上限額：28,300円（ただし、国立大学附属幼稚園は5,700円、国立大学附属特別支援学校は400円））

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の様式第５４号、様式第５５号及び様式第６１号は、施行日以後に行われる特定子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第３０条の１１第１項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に係る施設等利用費（同項に規定する施設等利用費をいう。以下同じ）の請求について適用し、同日前に行われた特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の請求については、なお従前の例による。